

2021. 9. 22  
第三回運用改善WG

# SOMPOグループにおける取組 成年後見人賠償責任保険の展開

～後見業務に関わる皆様の「安心・安全」のために～

2021年9月22日

損害保険ジャパン株式会社

企画開発部

# SOMPOグループのご紹介

- ▶ SOMPOホールディングスでは、「安心・安全・健康のテーマパーク」をブランドスローガンに掲げています。
- ▶ 安心・安全・健康という抽象的な概念を目に見える形に変え、デジタルテクノロジー等のあらゆる先進技術を適切に活用することで、事業を通じて社会的課題を解決するとともに、お客さまの人生や暮らしをひとつなぎで支えていく存在として社会貢献を果たすことを目指しています。

## SOMPOホールディングス



### 国内損保事業



### 国内生保事業



## 損保ジャパン

お客さまの安心・安全・健康に資する  
最高品質のサービスの提供を目指して

### 創業

1888年（明治21年）10月

### 正味収入保険料

2兆1,847億円（2019年度）

### 社員数

24,689名

### 代理店数

50,719店

### 支店・営業部

: 126

### 営業課・支社・営業所

: 524

### 保険金サービス拠点

: 265

### 海外拠点

: 30か国・地域



※2020年3月31日現在

# 目次

1. 成年後見制度の普及、利用促進に係る弊社Gにおける主な取組
2. 成年後見人賠償責任保険の開発経緯等
3. 成年後見人賠償責任保険の商品改善等に係るこれまでの取組
4. 今後の弊社Gの取組み(成年後見制度のより一層の普及のために)

## 【参考資料】

5. 成年後見人賠償責任保険の補償内容
6. 全国手をつなぐ育成会連合会様における取組  
(新たな特約の開発による後見人制度利用の各種手続き費用等の補償実現)

# 1. 成年後見制度の普及、利用促進に係る弊社Gにおける主な取組

## <成年後見制度の普及、損害の補填>

○成年後見人賠償責任保険の開発経緯、商品改善等に係るこれまでの取組

・ P 4 から P 6 でご説明

※【参考】成年後見人賠償責任保険の補償内容（巻末の「参考資料5.」）

## <成年後見制度の普及>

○弊社Gの今後の取組(成年後見制度のより一層の普及のために)

・ P 7 でご説明

※【参考】成年後見制度を利用するための各種手続費用等を補償する保険の開発（巻末の「参考資料6.」）

## 2. 成年後見人賠償責任保険の開発経緯等

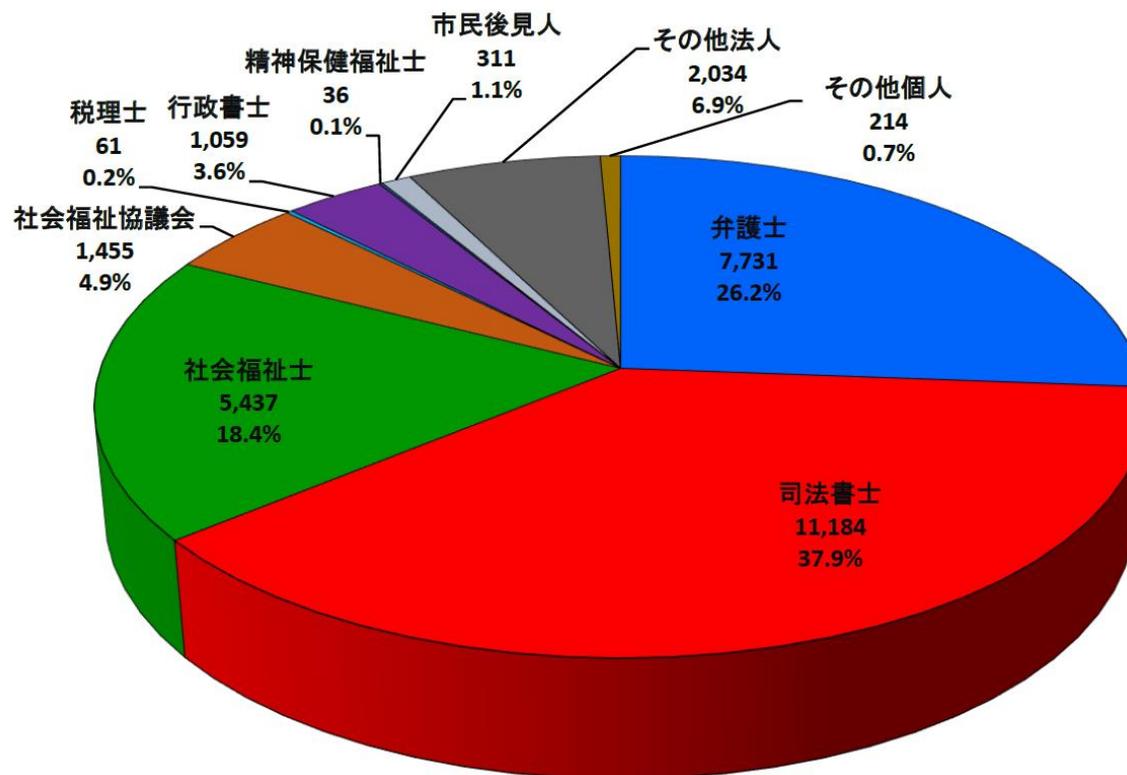
- 成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）の普及、利用促進を実現するために、福祉関係団体、権利擁護支援団体、法律・福祉の専門職団体、公益法人等と意見交換しながら、成年後見制度の担い手である成年後見人等の賠償資力等を補完する商品として、弊社は成年後見人賠償責任保険を開発
  - ※成年後見制度の実態等を踏まえ、これまでも補償内容等をその都度商品改善
- 上述の団体等を通じて、成年後見制度の多様な担い手(法人を含む) に対し、弊社は成年後見人賠償責任の補償等を提供



## 2. 成年後見人賠償責任保険の開発経緯等

<成年後見制度の担い手（親族以外の内訳）>

➤ 成年後見制度の多様な担い手に対して、成年後見人賠償責任の補償を提供



「成年後見関係事件の概況（令和2年1月から12月）」最高裁判所事務総局家庭局資料から抜粋

### 3. 成年後見人賠償責任保険の商品改善等に係るこれまでの取組

○成年後見制度に係る関係団体等のご要望等をお伺いすることで、弊社は、成年後見人賠償責任保険の商品改善をその都度、実施して参りました。

#### <成年後見人賠償責任保険の商品改善等に係るこれまでの取組>

専門職後見人向け  
成年後見人賠償責任保険の開発 (※1、※2)

市民後見人を補償対象 (※3) とする  
特約の開発

成年被後見人の日常生活に起因する  
他人の身体障害、財物損壊について、  
損害賠償請求がなされたことにより、後見人等  
が被る損害を補償する特約の開発

法人後見監督事業を行う団体に対する  
損害賠償等を補償する特約 (※4) の開発

(※1) 創設期の法人後見向け成年後見人賠償責任保険に加え、専門職後見人向け成年後見人賠償責任保険を開発

(※2) 弊社とお取引のある多数の専門職団体様からのご要望等により、開発

(※3) 法人の管理・監督下のみ補償対象

(※4) 法人後見業務に加え、法人後見監督業務も補償対象とする特約を開発

# 4. 弊社Gの今後の取組(成年後見制度のより一層の普及のために)

- ▶ 成年後見制度のより一層の普及等に資する保険、サービスの更なる検討  
(弊社Gの保険の付帯サービス、利用費用等を補償する商品等の更なる検討)  
を引き続き行って参ります。

## 成年後見制度の普及等の資する保険、サービス検討のイメージ

### 保険

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会員の皆さまへ  
手をつなぐ暮らしのおたすけプランは全国各地にある各市区町村等の育成会の  
会員とご家族のみがご加入できます。詳細はP7をご確認ください。  
当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

親あるときの万が一に備える  
**手をつなぐ  
暮らしのおたすけプラン**



障がいのある方とご家族、  
ご本人を支える支援者をお守りする所得補償保険です  
(日本損害保険協会加盟)

保険期間	令和2年10月1日 午後4時から 令和3年10月1日 午後4時まで 1年間
加入締切	令和2年9月20日 までにWEBにてお申し込みください。 <small>(お申し込みの受付は、お申し込みの日の20時までに)</small>
加入者の補償	加入手続きの翌月の1日から 令和3年10月1日 午後4時まで
加入方法	※重要事項説明書(要)を必ずご確認ください。 ※WEB(専用サイト)にアクセスいただき、お申し込みください。
保険料払込方法	クレジットカード決済・月払

引受保険会社 日立キャピタル損害保険株式会社(幹事)  
損害保険ジャパン株式会社(非幹事)

### **成年後見制度を 利用するための費用等 を補償する商品**の検討

成年後見制度の**各種手続き  
費用等を補償する開発済商品**

### サービス

弊社Gの保険(医療保険、傷害保険等)にセットされたサービス(付帯サービス)において、成年後見制度利用における、最寄りの相談窓口等を紹介

# 参考資料

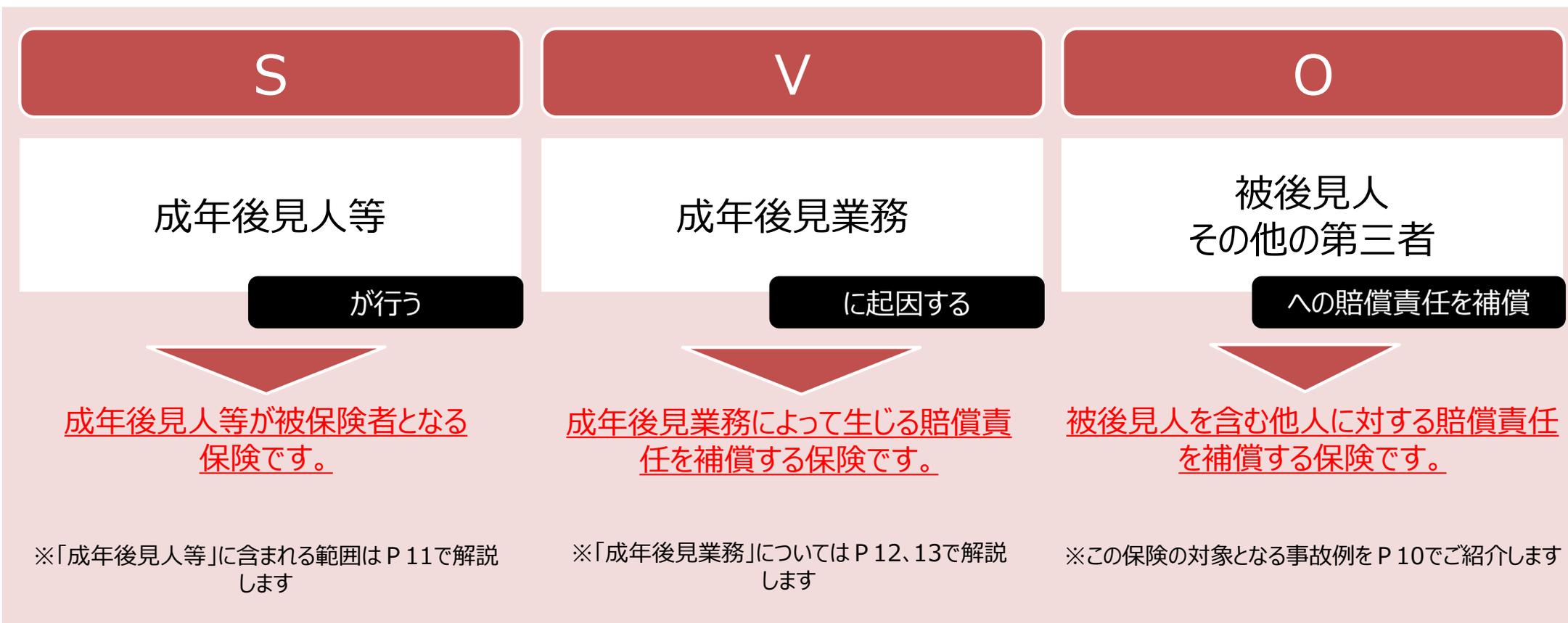
(後見人制度の普及に向けて)

# 5. 成年後見人賠償責任保険の補償内容

## 成年後見人賠償責任保険とは

成年後見人等が行う成年後見業務に起因して、被後見人およびその他の第三者に損害を与えた場合に後見人等が賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

※業務実態等を踏まえ、団体、法人等ごとに個別に保険設計しているため、団体、法人等ごとに補償内容は異なることがあります。



# 5. 成年後見人賠償責任保険の補償内容

## 保険金をお支払する場合と事故例

この保険は、被保険者による成年後見業務の遂行に起因して、第三者（被後見人を含みます。）から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を補償します。

例えば以下のような損害に対して、この保険が幅広く補償をご提供します。

補償の対象となる損害（基本補償）	事故例
① <u>業務上の過失による経済損</u>	・成年後見人等が誤って不当な契約を結んでしまい、被後見人の財産を不要に使用してしまったことによる経済的損失 ・被保険者が管理する他人の財物の破損・盗難・詐欺被害等による賠償責任
② 被後見人を含む他人に対する身体の障害または財物の損壊	・被後見人を誤ってケガさせてしまったことによる賠償責任 ・被後見人の家にある動産を壊してしまったことによる賠償責任
③ 被後見人を含む他人に対する人格権侵害	・不当に被後見人の身体を拘束したことによる自由の侵害 ・不当に被後見人の個人情報を出したことによる名誉の毀損
④ 被後見人による第三者に対する身体の障害および財物の損壊	・被後見人が電車の軌道に入り込み、電車と接触して、電車を止めてしまったことによる賠償責任
⑤ <u>被後見人による第三者に対する物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害</u>	・被後見人が電車の軌道に入り込み、電車と接触はなかったものの、電車を止めてしまったことによる使用不能損害



成年後見人等の行為による過失で生じた他人の損害への賠償責任はもちろん、被後見人の行為によって後見人等が賠償責任を問われた場合にも、この保険で補償の対象となります。

この保険は、成年後見業務に従事するみなさまが「安心して成年後見人の仕事に取り組むことができる」ことを支援するために、成年後見業務によって生じるリスクを幅広く補償できる保険となっております。

# 5. 成年後見人賠償責任保険の補償内容

## 加入者・被保険者の範囲

この保険は、成年後見人等である法人を記名被保険者とし、その法人の下で業務を行う方々を幅広く補償する保険です。

### 被保険者の範囲

被保険者とは、この保険契約の補償を受けることができる方のことをいい、次の方を対象とします。

- ①. 成年後見人等である法人（法人後見人）であり、保険証券に被保険者として名称が記載された者（記名被保険者といいます）
- ②. 記名被保険者の役員・使用人・構成員・業務の補助者または記名被保険者から業務の委託を受けた者  
※ ただし、②が被保険者となるのは、記名被保険者が行う成年後見業務に関する場合に限りです。

### 被保険者に関する用語の定義

成年後見人等	民法に規定される成年後見人および任意後見契約に関する法律に規定される任意後見人のことをいい、以下の方を含みます。 ① <u>成年後見人・成年後見監督人</u> ② <u>保佐人・臨時保佐人・保佐監督人</u> ③ <u>補助人・臨時補助人・補助監督人</u> ④ <u>任意後見人・任意後見受任者・任意後見監督人</u>
業務の補助者	記名被保険者の指示・監督の下、その業務を補助する方をいいます。

### 本保険の対象とならない後見人

この保険では、以下の「後見人」はご加入の対象となりません。

- ①. 未成年後見人
- ②. 法人後見人の管理・監督下になく自己の名で成年後見業務を行う個人後見人（自己の名で成年後見業務を行ういわゆる市民後見人）



この保険では、「個人後見人担保追加条項」をセットいただくことで、記名被保険者の管理・監督の下に自己の名で成年後見業務を行う個人を補償の対象とすることができます。

# 5. 成年後見人賠償責任保険の補償内容

## 対象業務の範囲

この保険は、被保険者が成年後見業務を行うことで生じた賠償責任を補償します。  
補償の対象業務には、成年後見業務に付随する事務や行為も含まれます。

### 補償の対象となる業務の範囲

この保険は、被保険者が日本国内で行う以下の業務を補償します。（本書では、以下を総称して「成年後見業務」といいます。）

- ①. 後見等事務
- ②. 任意後見事務
- ③. 任意後見契約に付随する身上保護事務、財産管理事務および死後事務
- ④. ①から③までに掲げる事務を開始するために必要な事務または付随する行為（注1）

（注1） 確定日付のある私書証書が作成された後の事務に限ります。

（注2） 上記①から④までに掲げる事務には、民法第858条に基づき、成年被後見人等の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮するために行う法律行為に伴う事実行為を含みます。

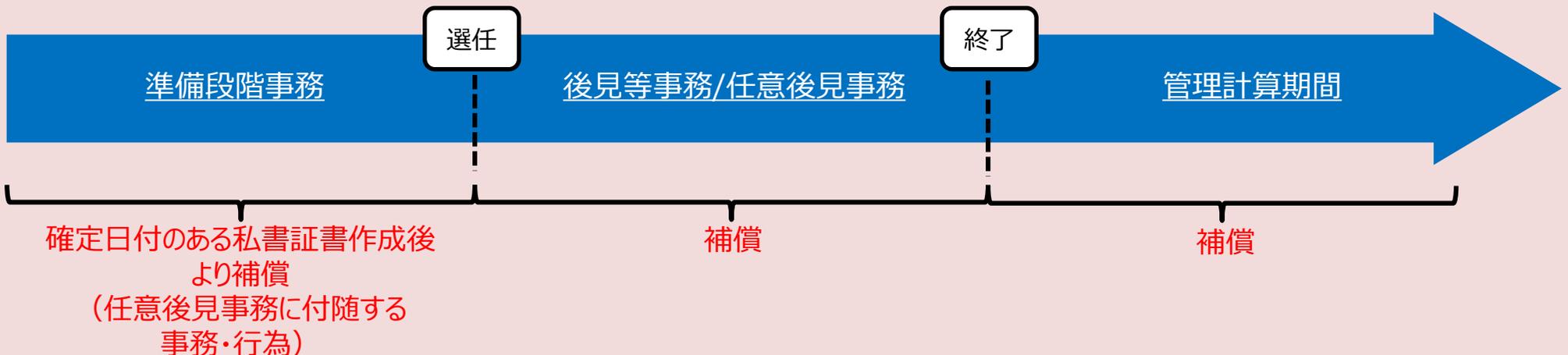
# 5. 成年後見人賠償責任保険の補償内容

## 対象業務の範囲(続き)

この保険は、被保険者が成年後見業務を行うことで生じた賠償責任を補償します。  
補償の対象業務には、成年後見業務に付随する事務や行為も含まれます。

### 後見業務に関する用語の定義

後見等事務	<u>家庭裁判所からの選任および権限の付与に基づいて行われる成年後見、保佐および補助の事務ならびに成年後見監督、保佐監督、補助監督事務および任意後見事務のことをいい、これらの事務終了後その管理の計算の期間において行われる事務（死後事務を含みます。）を含みます。</u>
任意後見事務	<u>公正証書による任意後見契約に基づく事務をいい、その任意後見契約に基づき、任意後見契約がその効力を生じる前に行われる身上保護事務、財産管理事務および死後事務を含みます。</u>



## 6. 全国手をつなぐ育成会連合会様における取組

○2020年度

知的障がい児を抱える親御さま向けに  
保険商品を開発（団体保険制度）

○「親あるうち」の課題である扶養者の病気やけがによって就労できなくなった際の収入をサポートする団体長期障害所得補償保険（以下「GLTD」）に特約として「親なきあと」残されたご家族を守るために葬祭費用や成年後見制度を利用するための各種手続費用等を補償する葬祭費用等補償特約を付帯

○GLTDの特約として葬祭費用だけでなく、成年後見人利用の各種手続費用を補償する商品は、国内損保の初の取組。

※GLTDのパイオニアであるキャピタル損保と共同開発(SOMPOのグループ会社)

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会員の皆さまへ  
手をつなぐ暮らしのおたすけプランは全国各地にある各区市町村等の育成会の会員とご家族のみがご加入できます。詳細はP7をご確認ください。  
当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

親あるときの万が一に備える  
**手をつなぐ  
暮らしのおたすけプラン**



障がいのある方とご家族、  
ご本人を支える支援者をお守りする所得補償保険です  
(団体長期障害所得補償保険)

保険期間	令和2年10月1日 午後4時から 令和3年10月1日 午後4時まで 1年間
加入締切	令和2年9月20日 までにWEBにてお申し込みください。 <small>※保険期間中の中途加入も毎月受付します(毎月20日締切)。</small>
中途加入の補償期間	加入手続きの翌月の1日 から 令和3年10月1日 午後4時まで
加入方法	●「重要事項等説明書」を必ずご確認ください。 ●WEB(専用サイト)にアクセスいただき、お申し込みください。
保険料払込方法	クレジットカード決済・月払

引受保険会社 日立キャピタル損害保険株式会社(幹事)  
損害保険ジャパン株式会社(非幹事)

## 6. 全国手をつなぐ育成会連合会様における取組

### 商品の開発経緯

- 知的障害児を持つ親の方へヒアリングを実施したところ、最大のご心配は「親御さんが亡くなった後における残されたお子様の安心・安全・健やか暮らし」の確保
- 「親なきとき」に備えて生命保険加入や預貯金を準備しても、子に遺した財産が、きちんと子のために使われるか心配。  
「子を遺して亡くなる親の想い」をきちんと引き継ぐことが求められる。
- ⇒「親あるうち」から「親なきあと」への円滑な移行支援の実現（できることから）  
残されたご家族がお困りにならないように、保険会社としてサポート。  
成年後見人制度利用のご案内と実際にご利用される場合の各種手続費用を  
保険金で補償

## 6. 全国手をつなぐ育成会連合会様における取組

### 葬祭費用等補償特約の補償内容

被保険者が亡くなった時に1年以内に発生した3つの費用を通算300万円限度で補償

○ご家族が負担する**葬祭費用**

○ご家族が**成年（未成年）後見制度**を利用する際に負担する、各種手続費用

○法定相続人が遺産分割の協議に関して負担する**法律相談費用**



損保ジャパン

SOMPO Innovation for Wellbeing